

# 論 点 整 理 資 料

平 成 2 2 年 3 月 2 9 日

警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部

# 取引目的に関する情報(資料12-2, 12-4)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

- どこまで具体的な目的を確認するのか不明(都銀等)

### 2. 確認方法

- 【取得】
  - 具体的な取引目的の情報取得は困難(クレジット等)
  - 信憑性のある情報の入手が困難(クレジット)
  - 申告ベースでも良いのか確認方法を明確化すべき(外銀)
- 【管理】
  - システム管理のみならず文書での管理も許容することを希望(地銀等)

### 3. 効果

- 労力に比し、マネロン抑制・防止効果は限定的(損保)

### 4. 負担

- 【事業者】
  - 加入後の取引においてもその都度確認するのは顧客に説明ができず、実務的負担が多大(生保等)
  - 申告どおりの取引目的に使用されているか検証を行うことは非常に困難(第二地銀等)
- 【顧客】
  - 習慣がなく、顧客の負担が多大(信金等)

### 5. その他

- 【情報の範囲】
  - 顧客の負担を考慮し定型的な最小限の事項とすべき(リース)
- 【業種・取引の範囲】
  - ビジネスモデルや商品の特性に応じた措置が必要(地銀等)
  - 金融機関の規模・業容等に応じた弾力的な対応を可能とすべき(地銀等)
  - リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

# 真の受益者に関する情報(資料12-2, 12-5)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

- 「真の受益者」「実質的支配者」の定義が不明確(都銀等)
- 取引の当事者でない者について本人確認を求めるには対象を明確化する必要(信託銀行等)

### 2. 確認方法

- 求められる調査・確認方法の程度を明確化(公認会計士等)
- 「真の受益者」を証明する公的書類がなく、真の受益者の判定・認識は困難(都銀等)
- 顧客が申告しなければ把握は困難(信金等)
- 民間調査会社を利用しても非上場会社等すべての真の受益者を調べるのは困難(クレジット等)
- 追加資料を義務付ける法的措置が必要(外銀)
- 義務付けは善管注意義務程度にとどめるべき(外銀)
- 取引の初期段階で把握することは困難(信組)

### 3. 効果

- 顧客にヒアリングを実施しても偽証は容易で、事業者には真偽の判断が不可能(証券等)

### 4. 負担

- 【事業者】
  - 株主等の抵抗感が強く、当該情報の入手・確認は困難(都銀)
  - 確認に相当な時間が必要となるほか、最終的に特定できないケースも予想され、実務上困難(第二地銀)
- 【顧客】
  - 顧客負担となり円滑な取引を阻害(損保等)

### 5. その他

- 【業種・取引の範囲】
  - 業態・ビジネスモデルや商品に応じた適切な措置が必要(生保等)
  - 一律に確認を求めるのは無意味(弁護士)
  - リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

## 事業者の意見

# 代理権に関する情報(資料12-2, 12-6)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

➤ 代理権の定義の明確化(損保)

### 2. 確認方法

- 代理権限の確認措置の統一(系統金融)
- 確認書類・確認方法を具体的に明示する必要(信託銀行等)
- 委任状等の作成権者として認められる者の範囲(地銀)
- 登記事項証明書では代理人の権限範囲までの把握は困難(信組等)

### 3. 効果

- 確認書類の真偽の判断が困難であり、効果が限定的(都銀等)
- 非対面(郵送)による確認が大半であり、実効性は疑問(クレジット)
- 法人の本人確認及び代理人の本人確認が行われている以上、本来の目的は達成されており、それ以上の確認は不要(貴金属)

### 4. 負担

- 【事業者】
- 取引の都度の徴求・確認は事務負担が多大、また書類の真偽の確認は効率的な業務運営を阻害(信金等)
  - 委任状の提出を拒否されることもあり、円滑な取引を阻害(宅建等)

### 5. その他

- 【業種・取引の範囲】
- 代理権限を確認するよう義務付けることは意義があるが、一律に確認を求めることは無意味(弁護士等)
  - すべての場合に必要とすると、顧客の負担が多大(地銀等)
  - 「取引担当者に明確な権限付与がない限り保険契約ができない」とした場合の犯収法とは別の保険契約に関する立法措置の必要性(損保)
  - リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

## 事業者の意見

# 法人の法的形態、役員、定款に関する情報(資料12-2, 12-3)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

- 【法人】
- 法人に限るのか、権利能力なき社団や任意団体等を含むのか不明確(都銀)

### 2. 確認方法

- 【役員】
- 役員の定義が不明確(系統金融等)
- 「法的形態」については、法人であれば登記事項証明書で確認可能(都銀)
- 「定款」については、法人であれば、入手可能(都銀)
- 「定款」については、公開されているもの以外の入手は困難(クレジット)
- 法人登記の内容であれば登記事項証明書の入手で確認可能(宅建等)
- 確認書類や確認方法を具体化する必要性(信託銀行)

### 3. 効果

- 「定款」は公的証明書類ではないことから、必要性・意義は限定的(都銀)
- 定款から得られる情報で、顧客把握のために必要なものは皆無(証券等)

### 4. 負担

- 【事業者】
- 「役員」は、法人の規模によっては役員の数相当に上り、確認に相当の時間が必要。円滑な取引を阻害(都銀等)
  - 役員において、法人取引のための個人情報の提供には強い心理的抵抗があると考えられるため、極めて困難(都銀等)

### 5. その他

- 【顧客】
- 役員変更のたびに確認することは非常に困難(証券)
  - 定款の入手は顧客にとって抵抗感が多大であり、負担増(地銀等)

- 【情報の範囲】
- 役員全員の本人確認の意義は疑問(弁護士等)
  - 全役員の本人確認は負担が大きく困難(信金等)

- 【取引の範囲】
- 全取引一律に義務を課すと負担が多大。対象取引を限定すべき(地銀等)

# 職業(事業内容)に関する情報(資料12-2, 12-3)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 確認方法

- 公的証明書類がなく、確認が困難(都銀)
- 情報は民間の調査機関等からある程度入手可能(クレジット)

### 2. 効果

- 公的証明書類で確認できないため効果が限定的(都銀)

### 3. 負担

- 【事業者】
- 個人情報であり、顧客の抵抗は非常に強いことから顧客への説明は大きな負担(都銀等)
- 詳しい職業について聴取することは、差別問題につながるおそれ(宅建)

### 4. その他

- リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)
- 金融機関の業態、ビジネスモデル、扱う商品の特性に応じた適切な措置が必要(損保)

## 事業者の意見

論 点

1. 確認方法

- 公的証明書類がなく、確認は困難(都銀等)
- 情報は民間の調査機関等からある程度入手可能(クレジット)

2. 効果

- 公的証明書類がなく、効果が限定的(都銀)

3. 負担

- 【事業者】
  - 個人情報であり、対顧客説明は大きな負担(都銀等)
- 【顧客】
  - 情報を事業者に提供することに対して強い抵抗感があり、また、証明書類の提出が負担(都銀等)

4. その他

- 【業種・取引の範囲】
  - 金融機関の業態、ビジネスモデル、扱う商品の特性に応じた適切な措置が必要(損保)
  - センシティブな情報を一律に入手するのは不適切(弁護士)
  - 取引額が少額である場合困難(貸金)
  - リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

# PEPsに関する情報(資料12-2, 12-7)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

- 定義が不明確(近親者を含むかなど)(都銀等)

### 2. 確認方法

#### 【確認方法】

- 確立された確認方法が存在しない(都銀等)
- データベースを自ら構築・維持することは困難(都銀等)

#### 【確認時期】

- 取引開始時にリアルタイムで照合することは困難(都銀等)
- 取引原資の確認、継続的監視は不可能(都銀等)

### 3. 負担

#### 【事業者】

- ヒアリングについて顧客からの拒否反応が予想される(損保)
- データベース・照合システム導入の負担は大きい(都銀等)
- PEPs該当性確認作業は相当の事務負担(信金等)
- 上級管理者への承認、取引原資の確認、継続的監視は負担(地銀等)

### 4. その他

#### 【業種・取引の範囲】

- センシティブな情報の入手を一律に強制するのは不適切(弁護士)
- 金融機関の業態・ビジネスモデルや商品の特性に応じた措置が必要(損保)
- リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

## 事業者の意見

# 継続的な顧客管理(資料12-8)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

➤ 継続的な顧客管理の定義が不明(第二地銀等)

### 2. 内容

- システム導入の要否やレベルも含めて各事業者の判断に委ねることを要望(地銀等)
- 顧客から情報の変更に関する届出がなされる制度的枠組が必要(信託銀行等)

### 3. 効果

➤ 監督指針に基づき顧客属性等の把握等を実施しており、これ以上の規制の必要性はない(証券)

### 4. 負担

- 【事業者】
  - システム導入及び事務負担に係る費用対効果の観点から実施は困難(都銀等)
  - 現状においてシステムを有しない事業者にとっては、更なる情報管理は不可能(貴金属)
  - (渉外担当者のいない)店頭顧客についての継続的な顧客管理は困難(信組)
- 【顧客】
  - 顧客管理情報が変更となった都度、事業者に対して申告することは負担(都銀等)

### 5. その他

- 【業種・取引の範囲】
  - 全顧客の情報・取引を対象とすることは業務量の観点から困難(地銀等)
  - 取引形態にかんがみて、継続的な顧客管理は不適當(宅建等)
  - 全顧客の情報・取引を最新情報へのアップデート対象とすることは業務量の観点から現実的に不可能であり、リスクベース・サンプリングでの監視が限界(都銀)
  - リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

## 事業者の意見

# リスクベース・アプローチ(資料12-9)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 定義付け

- 高・低リスクの定義が不明(地銀等)
- リスクを評価する手法が必要(都銀)
- リスクの高低等につき具体的に示したガイドラインが必要(都銀等)
- 個別にどのような取引をリスクのある取引とするのかを始め、リスクベース・アプローチの内容・手法についてはすべて事業者の判断に委ねるべき(外銀等)

### 2. 内容

- リスクに応じた顧客管理措置の内容はどのようなものか(地銀)
- リスクに応じた顧客管理措置をとるために、顧客の詳細な属性等の入手が不可欠(信託銀行等)
- 厳格な顧客管理措置をとることによって、疑わしい取引の届出がなされたことを想起しやすいと思われ、犯収法第9条第2項の遵守との関係性が問題(証券)

### 3. 負担

- 【事業者】
- 取引の効率を考慮すると、取引開始時のリスク設定は困難(都銀)
  - 高リスクの顧客への顧客管理情報の提供依頼が困難(都銀等)
  - システムの導入の費用負担及び人的負担(地銀等)
- 【顧客】
- リスク評価は一定の時間を要するため、当日中の取引対応が困難(都銀)

### 4. その他

- 【業種・取引の範囲】
- リスクが低い顧客について、簡易な顧客管理措置をとることについては賛成(弁護士等)
  - 事業者の規模・業容に応じた弾力的な運用を希望(地銀等)
  - 金融機関の業態・ビジネスモデル及び扱う商品の種類に応じた措置を講じる必要(損保等)
  - マネー・ローンダリングに利用されることはほとんどなく、過度な負担(公認会計士)

## 事業者の意見

# 内部管理態勢の構築(資料12-10)に係る論点整理

## 論 点

### 1. マネロン対策のための内部手続の策定等

#### 【内部手続の策定】

- 各事業者によって態勢の差が生じることも考えられるため、基本方針やガイドラインが設定される必要がある(貴金属等)
- 一般的なりスク管理対応の仕組みの中で構築(公認会計士)

#### 【マネー・ローンダリング対策責任者】

- マネー・ローンダリング対策責任者とマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者との関係の整理が必要(地銀)

### 2. 効果

- 監督指針で定められており、これ以上の規制は不要(証券)

### 3. 負担

#### 【事業者】

- 組織的・専門的な担当責任者、内部監査部門を設置することは困難(信組等)
- 法令等遵守のできる従業員を採用することは自明であり、わざわざ会社としてマネロン対策に関する採用方針を制定することは疑問(損保)

### 4. その他

#### 【業種・取引の範囲】

- 業態や規模等に応じた適正な要求水準を定めるべき(リース等)
- 少人数経営の場合、内部管理態勢の構築は不可能又は構築にはなじまない(宅建等)
- 特定受任行為の代理等を行うことはまれであり、マネロン対策に特化した態勢は過度の負担(公認会計士)
- マネー・ローンダリング関連の実例が乏しい(損保等)

## 事業者の意見

論 点

事業者の意見

1. 質の不明な本人確認書類を排除

- 官公庁から発行されたものは認めるべき(損保等)
- 本人確認書類は、個人特定番号記載書類(運転免許証、旅券、保険証、外国人登録証明書)に限定すべき(クレジットカード)

2. 写真の無い本人確認書類を利用する場合の二次的確認措置

- 日本では写真無しの書類を認めざるを得ないが、別の本人確認資料の追加的徴求が必要(外銀)
- 未成年者の相続人の場合、写真付きの本人確認書類がない場合がある(宅建)
- 二次的確認措置として、公共料金等の確認書類を追加提示させる方法を認めるべき(信託銀行等)

3. 効果

- 写真のない本人確認書類について、取引関係文書の転送不要郵便による送付を併用しても振込等の非口座取引の場合は効果がない(都銀)
- これらの書類は我が国では信頼性が高いと考えられており厳格化は不要(宅建等)
- 本人確認書類以外にも契約の当事者性を確認する書類の提出を受けていることから二次的確認措置の必要なし(司法書士)

4. 負担

- 【事業者】
  - 写真のない本人確認書類による振込等の非口座取引の場合、併用する転送不要郵便が不着となると、追跡調査などの負担が増加(地銀等)
  - 転送不要郵便による二次的確認措置のためのコストが増加(信金等)
  - WEB約款化を進めているが、別途取引関係書類である証券の送付は負担(損保)
  - 相場に関わるものはその場で売買を完結させるものであり、二次的確認措置は困難(貴金属等)
- 【顧客】
  - 顧客の利便性の低下を懸念(クレジットカード)
  - 一部の顧客が金融サービスを受けることが困難化(都銀等)
  - 法人登記をしていない組合等の団体との団体契約には影響あり(クレジットカード)

5. その他

- 【取引の範囲】
  - 対象取引を限定すべき(損保等)

# 非対面取引における補完書類の提出(資料12-2, 12-11)に係る論点整理

## 論 点

### 1. 補完書類の定義 付け

- 補完書類として何を求めるかによる(都銀等)
- 本人確認書類に限定すべきでない(地銀等)
- 公共料金の領収証書等に限定すべきでない(都銀等)

### 2. 効果

- 本人確認の精度の向上につながるか疑問(損保)
- 転送不要郵便による確認で効果は十分(証券等)

### 3. 負担

- 【事業者】
- 2種類登録するためのシステム整備が必要(証券)
  - 非対面取引や保険普及の制限となりかねない(損保)
  - 再郵送等、追加的業務・コスト負担増大への懸念(系統金融等)

- 【顧客】
- 複数の書類を保有しない顧客が存在(信組等)

### 4. その他

- 【取引の範囲】
- 対象取引を限定すべき(証券等)

## 事業者の意見

## 論 点

### 1. 定義付け

#### 【対象者の定義】

- 当該国・地域に居住する者や所在する金融機関との取引に限定すべき(都銀等)
- 「FATF勧告の履行に問題がある国・地域に関係する者」の定義を明確にすべき(証券)

### 2. 確認方法

- 旅券等国籍記載の本人確認書類の場合にのみ確認可能(都銀等)
- 目的・背景の調査には限界(損保)

### 3. 負担

#### 【事業者】

- 顧客の心理的抵抗感(地銀等)
- 国籍を聴取することは、差別問題につながるおそれ(宅建等)
- 目的・背景の調査・監視の手段がないため、本人確認等の措置が講じられれば、事実上取引が禁止されるに等しい(リース等)

### 4. その他

#### 【業種・取引の範囲】

- 法令等で一律に定めるのは、負担の増加(貸金)
- リスクの高い顧客に限定すべき(宅建)

#### 【規制内容の明確化】

- 「注意を払う・厳格化する・制限する」では規制の内容が曖昧。内容を明確化する必要(両替商)

## 事業者の意見